

## 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

<b>1 会議名</b>	令和4年度第1回姫路市地域ケア推進協議会
<b>2 開催日時</b>	令和4年7月27日（水曜日） 10時00分～11時35分
<b>3 開催場所</b>	姫路市総合福祉会館5階 第3会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	地域ケア推進協議会委員10名 (事務局) 地域包括支援課、介護保険課、高齢者支援課、監査指導課
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可：傍聴0名
<b>6 議題又は案件及び結論等</b>	(1) 地域密着型サービス等運営委員会 ①地域密着型サービス事業所の整備状況に関する報告 ②認知症対応型共同生活介護の人員基準に関する報告  (2) 地域包括支援センター運営協議会 ①地域包括支援センターの運営に関する報告 ②指定介護予防支援事業所の運営に関する報告 ③地域包括支援センターの公募に関する協議
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙参照

事務局 (地域包括支援課)	<p><u>1. 開会</u></p> <p>第1回姫路市地域ケア推進協議会を開会する。</p>
長寿社会支援部長	<p><u>2. 挨拶</u></p> <p>地域ケア推進協議会は、介護保険法及び介護保険法施行規則に基づき設置されており、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス等運営委員会の2つの機能を有している。地域包括支援センター及び地域密着型サービス等事業者の適切かつ公正な事業運営の確保について協議し意見をいただいていた。</p> <p>今後も、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等事業者の役割や需要が高まってくるため、皆様から意見をいただき、適切かつ公正な事業運営、姫路市介護保険事業計画及び地域包括ケアシステム構築の目標達成に向け取り組んでいきたい。</p> <p>今年度は地域包括支援センター運營業務委託の公募が予定されており、業務委託法人の選定について、透明かつ公正に実施できるよう、皆様に諮りたい。</p>
事務局 (地域包括支援課)	<p>(委員紹介)</p>
事務局 (地域包括支援課)	<p><u>3. 会長及び副会長の選任</u></p> <p>本協議会は、姫路市地域ケア推進協議会規則第5条第2項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によって定めるとされている。どなたか推薦はないか。</p>
A 委員	<p>会長にB委員、副会長にC委員を推薦したい。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局 (地域包括支援課)	<p>会長から挨拶をいただきたい。</p>
会長	<p>委員の委嘱状の用紙は軽いですが、その役割は重いと感じている。医療・介護の利用者でも提供者でも、姫路でいきいきと暮らしていける、</p>

<p>会長</p>	<p>その仕組みの一つが地域ケアである。</p> <p>令和3年度に完成した計画(第8期姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画)の作成に関わった委員も今会議に参加しており、私たちも当事者として役割を果たしたい。今会議から参加となる委員からも、忌憚ない意見をいただきたい。</p> <p><u>4. 会議の公開について</u></p> <p>まずは、協議の進行について諮りたい。</p> <p>本日の協議の地域包括支援センターの公募に関する協議において、姫路市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報を含む事項があると事務局より聞いている。そのため、その協議は非公開としたい。また、地域包括支援センターの運営にあたっているD委員とE委員は、その際は退出いただきたい。このことについて、了解いただきたい。</p> <p>(異議なし)</p> <p><u>5. 協議</u></p> <p>(1) 地域密着型サービス等運営委員会</p> <p><b>①地域密着型サービス事業所の整備状況に関する報告</b></p>
<p>会長</p>	<p>事務局より報告をお願いしたい。</p>
<p>事務局 (高齢者支援課)</p>	<p><b>【資料1】「地域密着型サービス事業所の整備状況に関する報告」を説明</b></p>
<p>A 委員</p>	<p>地域密着型サービス事業所数は、姫路市として目標数があるのか。</p>
<p>事務局 (高齢者支援課)</p>	<p>計画(第8期姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画)に基づき整備を進めている。</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は計画通り整備が進んでいる。</p>

A 委員	<p>小規模多機能型居宅介護事業所に関しては、夢前圏域と家島圏域には整備されておらず、公募しているが応募がない状況である。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、計画では6か所整備するとしているが実績はない。</p> <p>公募しても難しい状況なのか。</p>
事務局 (高齢者支援課)	<p>応募がないのが現状である。兵庫県のホームページに公募の説明会について掲載し、県内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営している事業所へも公募の情報提供を行っている。</p>
会長	<p>計画通りにいかないのは、課題が地域性にあるのか、人的なものであるのか、事務局で検討し整備を進めてほしい。</p>
	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②認知症対応型共同生活介護の人員基準に関する報告</p>
会長	<p>事務局より報告をお願いしたい。</p>
事務局 (監査指導課)	<p>【資料2】「認知症対応型共同生活介護の人員基準に関する報告」を説明</p>
F 委員	<p>事業所ごとに、認知症対応型共同生活介護事業所が計画作成担当者を配置する時間にバラつきがあるという報告であったが、このバラつきは許容範囲内であったのか。人員基準は緩くなったのか。計画作成担当者が管理者や介護従事者と兼務する場合、時間の切り分けの管理は実際にできるのか。</p>
事務局 (監査指導課)	<p>計画作成担当者を配置する時間数のバラつきに関して、多い事業所では常勤職員を1名配置しているが、少ない事業所では週に1時間から2時間程度の勤務であった。</p> <p>今回の人員基準では、現状よりも余裕が出る事業所があると思われるが、計画作成担当者を配置する時間数が少ない事業所に対して、最</p>

<p>会長</p>	<p>低限の時間数確保を促したい。</p> <p>時間の切り分け管理に関しては、介護保険の事業所ではよくあることであり、管理者任せになる状況ではあるが、この対応をお願いしたい考えである。</p> <p>姫路市がよりきめ細かく指導できるようになったと考えてよいか。</p>
<p>事務局（監査指導課）</p>	<p>その通りである。</p> <p>国の基準では、計画作成担当者の配置は、共同生活住居ごとに1名から事業所に1名以上となり、基準が緩和された改正であった。それにより、事業所によっては計画作成担当者を配置する時間数がかなり少なくなっている状況があり、最低限の基準を設けることで一定の水準を確保したいと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>計画作成担当者が管理者や介護従事者と兼務する場合、時間の切り分けの管理は事業所の管理者に委ねられるということであったが、管理者への研修や関係課との調整を図り、時間の切り分け管理が適切に行われるよう事務局で図っていただきたい。</p>
<p>G 委員</p>	<p>現場感覚として、基準が設けられることで、計画作成担当者がしっかり計画作成をする時間を確保でき、事業所の管理者も計画作成をする時間を確保する意識が促されると思われる。</p> <p>副業で計画作成担当者として働いているという話を聞いたこともあり、介護支援専門員協会として、ホームページ等で基準について周知を図っていききたい。</p>
<p>会長</p>	<p>実際にその業務にあたっているG委員から、基準があれば責務を果たしやすくなるとの力強い意見をいただいた。</p>
<p>D 委員</p>	<p>国の基準は、計画作成担当者の配置は事業所に1名以上であり、1週間に1時間でも2時間でも配置すればよいという基準であるため、姫路市として基準を設けたことは理解できる。そのため、周知の徹底</p>

	<p>をお願いしたい。グループホーム連絡協議会にも周知いただき、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者が把握できるようにしていただきたい。</p>
H 委員	<p>姫路市が独自に設けた人員基準であるため、法的根拠や罰則規定はあるのかという問い合わせがあるのではないかと。また、姫路市は常勤換算方法で0.2であるが他市の状況はどうか。</p>
事務局 (監査指導課)	<p>現状では、条例で定める予定はない。他にも要綱等で定めていない市独自の基準があるため、それも含め要綱等で定めることを検討したい。</p> <p>今回の基準を定めるにあたって近畿圏内の中核市・政令市に対して調査を行った。基準を設けているのは2市と少なく、いずれも姫路市と同程度であった。基準を設けていないが、指導レベルで事業所に常勤1人以上としている市もあった。そのため、姫路市の基準は極端に緩くも厳しくもない基準であると考えている。</p>
会長	<p>基準は出来たばかりであるため、姫路市に周知していただき、今後の経過も見ていただくようお願いしたい。</p> <p>(2) 地域包括支援センター運営協議会</p> <p><b>①地域包括支援センターの運営に関する報告</b></p>
会長	<p>事務局より報告をお願いしたい。</p>
事務局 (地域包括支援課)	<p>【資料3】「地域包括支援センターの運営に関する報告」を説明</p> <p>【別紙1】「令和3年度地域包括支援センター事業評価」を参照</p> <p>【別紙2】「令和4年度地域包括支援センター事業計画」を参照</p> <p>【別紙3】「令和3年度準基幹地域包括支援センター事業評価」「令和4年度準基幹地域包括支援センター事業評価」(一部抜粋)を参照</p> <p>【別紙4】令和3年度姫路市地域包括支援センター決算報告を参照</p>

C 委員	<p>（【別紙 1】令和 3 年度地域包括支援センター事業評価について）事業評価の A・B・C はどのようにヒアリングで評価したのか。</p>
事務局（地域包括支援課）	<p>各地域包括支援センターは、令和 3 年度地域包括支援センター事業計画で施策ごとに事業目標を設定しており、その自己評価である。</p>
C 委員	<p>自己評価であり、地域包括支援課で評価したものではないということか。</p>
事務局（地域包括支援課）	<p>その通りである。</p>
C 委員	<p>それでは、同じ評価であっても、現実的には凸凹している可能性があるということか。</p>
事務局（地域包括支援課）	<p>その通りである。</p>
会長	<p>これまでは、何を何回したという事業評価が多く、事業の中身や、事業を展開しどう変化したのか把握しにくかった。本協議会としてもこの点について把握するため、昨年度に協議しており、その結果が今回の報告に繋がっている。</p>
A 委員	<p>事業評価は、日本人らしく B 評価（ほぼ目標を達成）が多い。Q 地域包括支援センターは C 評価（目標を下回った）が多い。これは、本当に事業実施が出来ていないのか、それとも厳しく自己評価をしたのか分からないため、利用者に聞くことはないのか。</p>
事務局（地域包括支援課）	<p>利用者に地域包括支援センターの事業評価を聞くことはない。利用者は担当地域包括支援センターしか評価できず、他の地域包括支援センターと比較することはできない。</p>
A 委員	<p>C 評価（目標を下回った）であっても、利用者は満足している可能性もある。そうであれば、Q 地域包括支援センターは無理に改善しな</p>

<p>事務局 (地域包括支援課)</p>	<p>くても良いかもしれない。何か良い評価方法があればと感じている。</p> <p>この事業計画は令和3年度からの取り組みであり、事業評価しやすい事業計画を作成できていなかったこともある。しっかり事業計画を作成できるようになれば、目標が達成できるようになり評価が高くなると考えている。少しずつではあるが、地域包括支援課と地域包括支援センターと一緒にその過程を体感できるよう PDCA サイクルを回したいと考えている。</p>
<p>C 委員</p>	<p>【別紙4】令和3年度姫路市地域包括支援センター決算報告について) 介護予防支援・ケアマネジメントによる収入は、介護予防ケアプランを多く立てると多くなり、外注が多いと支出の人件費が多くなるのか。姫路市として、収支に関して目標等はあるのか。</p>
<p>事務局 (地域包括支援課)</p>	<p>収入に関して目標はないが、姫路市として十分に活動できるだけの委託料を払っているのか、介護予防ケアプランによる収入はどの程度かなどを参考に委託料を算出したい考えである。</p> <p>支出に関して、地域包括支援センターの事業形態から、人件費が占める割合は7割から8割になると考えられる。人件費の割合が低くなる理由としては、給与水準が低い場合、収入が多い場合の2つが考えられる。いずれにせよ、地域包括支援センター職員が長く勤められる給与を確保していただきたいと考えている。</p>
<p>E 委員</p>	<p>行政から地域包括支援センターの運営委託を受けている法人が、特別養護老人ホーム等であれば、赤字運営と報告することはご法度であると感じている。支出を法人内の他の事業と按分せざるを得ない慣例のようなものがあり、実際に按分し調整している法人も多い。地域包括支援センターごとに収入や支出の内訳にバラつきがあるのは、支出をどの項目にするのかの指導がなく、法人に委ねられていることも要因である。</p> <p>姫路市にとっては、本当に赤字なのであればそう報告を受ける方が改善しやすいのではと考えており、決算報告を作成する側の行動も必</p>



<p>会長</p>	<p>要であると感じている。</p> <p>地域包括支援センターの委託料の事務費についても、同法人の別事業所の事務方に手を借りて運営している実態があり、委託料の多くは実働の職員に充てられているという課題がある。</p> <p>地域包括支援センターの事業計画・評価も決算も実態を可視化することは難しいと考えられるが、今会議から決算報告書が提出されたことは、地域包括支援課が前向きに課題に取り組んでいると捉えられることができる。今後もこの課題については、委員の皆様から意見を聞いていきたい。</p>
	<p><b>②指定介護予防支援事業所の運営に関する報告</b></p>
<p>会長</p>	<p>事務局より報告をお願いしたい。</p>
<p>事務局 (地域包括支援課)</p>	<p><b>【資料4】「指定介護予防支援事業所の運営に関する報告」</b>を説明</p>
<p>G 委員</p>	<p>高齢者や要支援者が増えていくなか、外注プラン（居宅介護支援事業所に委託される介護予防ケアプラン）を受けられなくなってきている居宅介護支援事業所や、そもそも外注プランを受けない居宅介護支援事業所もある。姫路市として外注しにくいという実感はあるか。</p>
<p>事務局 (地域包括支援課)</p>	<p>地域包括支援センターから、外注プランを受けてもらえないことがあるとの声を聞いている。外注プランを受けてもらいやすくなる工夫ができないか検討を続けたい。</p>
<p>E 委員</p>	<p>このことは、G 委員が以前から問題提起してきた。益々状況はひっ迫しており、1 件 2 件なら外注プランを受けてくれていた居宅介護支援事業所が、全く受けなくなるという状況になってきている。この理由の 1 つは、多くの市町が介護予防ケアプランの評価を年 1 回としているのに対し、姫路市は年 2 回としているからである。</p> <p>要介護認定の有効期間は、年々長くなってきており、状態が変われ</p>

G 委員	<p>ば要介護認定の区分変更を申請するという方針に変わってきた。また、状態が安定した要支援者であれば要介護認定の有効期間は長く、長期間に亘って介護予防ケアプランを担う可能性がある。しかし、姫路市は年2回の評価に関しては頑として変えない。地域包括支援センターの職員確保も難しくなっているなか、職員の負担を軽減していかなければならない。特に、介護支援専門員は求人をかけても応募がなく、そういった問題にもつながっていると感じている。状態が安定した要支援者であれば、簡易なチェックリストや書類等で評価するなど事務の簡略化は図れないものか。</p> <p>姫路市としては半年ごとに評価することで質を向上したい意図があると思うが、現場からは評価書類を作成することに追われ、介護予防ケアプランの質の向上等に時間を割くことができていないと聞いている。この課題については、今後も皆様と一緒に考えていきたい。</p>
会長	<p>姫路市として様々な課題解決を図っていると思うが、この課題についても取り組んでいただきたい。</p>
会長	<p><b>③地域包括支援センターの公募に関する協議</b></p> <p>地域包括支援センターの公募に関する協議においては、姫路市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報を含む事項があるため非公開とする。D委員とE委員はご退出いただきたい。</p> <p>(以降の協議については、姫路市情報公開条例第7条第2号に該当する非公開とすべき情報が含まれるため非公開とする)</p>
事務局 (地域包括支援課)	<p><b>6. 閉会</b></p> <p>第1回姫路市地域ケア推進協議会を閉会する。</p> <p>次回の地域ケア推進協議会は令和4年11月25日(金)14時から15時30分を予定している。引き続き協力をお願いしたい。</p>